

令和4年1月31日

生徒及び保護者の皆さま

上溝南高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る「自主療養」の開始について

余寒の候、保護者の皆さまには、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動に対し、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県では、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大に伴い、別紙のとおり「自主療養」の仕組みを1月28日（金）から導入しました。

については、「自主療養」の開始に伴う本校の対応等については、当面の間、次のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

なお、この対応については、今後の国の動向により変更する場合があります。

1 「自主療養」とは

一定の年齢（6歳以上49歳以下）で、基礎疾患がない等の重症化リスクが低い方は、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、ITによる健康観察サービス等※を受ける仕組みである「自主療養」を選択することができます。

なお、「自主療養」中に、症状悪化など健康上の不安がある場合などは、従来と同じ発熱等診療医療機関を受診した上で、保健所の判断により、「自宅療養」又は宿泊療養施設での療養支援を受けることもできます。

※ ITによる健康観察サービス等：神奈川県療養サポート（LINE）又はAIコール（Aicall）により、健康観察を行うもので、「自主療養」開始後、健康観察を行っている中で、症状の悪化等により医療機関の受診等を希望するなど、症状に関する相談を行いたい場合には、療養者の健康悪化等の相談を受けるコールセンターである「コロナ119」に電話していただくことになります。

2 「自主療養システム」の運用に伴う生徒の扱い等について

(1) 「自主療養」を選択する生徒の出席停止について

「自主療養」を選択する生徒については、抗原検査キット等を活用したセルフテスト等により陽性が判明したことをもって、改めて医療機関等で検査を受けることなく、陽性とみなします。したがって、学校保健安全法第19条の「感染症にかかつて」いる者として、出席停止扱いとなり、出席停止の期間は【別表】の1のとおりです。

(2) 「自主療養」を行う生徒の濃厚接触者について

学校保健安全法第19条の「感染症にかかっている疑いがあり、又はかかる恐れがある」者として、出席停止扱いとなり、出席停止の期間は【別表】の2のとおりです。

なお、出席停止期間中は、まん延防止の観点から、外出を自粛してください。

【別表】出席停止の扱い[学校保健安全法第19条]

	対象者	期間
1	罹患した生徒（セルフテスト等により陽性が判明した者を含む）	・発症日から10日間（体調により延長もあり） ・無症状患者の場合は検査日から7日間。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行うこと。（なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日0日からカウントし直し10日間の療養となります。）
2	濃厚接触者	患者の感染可能期間内※1に患者と接触した最終日を0日として翌日から7日間※2 ただし、10日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。

※1 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

※2 令和4年1月28日一部改正厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」より